

○ 変更届出について(地域密着型サービス)

地域密着型サービス事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に変更届出を提出する必要があります。具体的には、以下のとおりです。

届出が必要となる時

変 更 内 容	
法人	主たる事務所の所在地
	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名
	登記事項証明書又は条例等
事業所	事業所（施設）の名称及び所在地（開設の場所） ※ 所在地（開設の場所）変更の際には、広域連合指導係と事前協議をしてください。
	事業所（施設）の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ※ 変更の際には、広域連合指導係と事前協議をしてください。
	事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別 ※ 看護小規模多機能型居宅介護のみ。
	管理者の氏名、生年月日及び住所
	本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間 ※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ。
	運営規程
	併設する施設の概要 ※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ。
	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護を除く全ての地域密着型サービス事業所。
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ※ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護のみ。
	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ。
介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護を除く全ての地域密着型サービス事業所。	

- ※ 関係法令 介護保険法（平成9年法律第123号）  
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）